



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和6年分民間給与実態統計調査

オンライン回答のしかた

令和6年分の調査票を入力する際の留意事項

- 調査票の回答は2種類必要です。
- 調査票（給与所得者用）の『本人』及び『同一生計配偶者と扶養親族』の人数』及び「定額減税額」について、入力漏れにご注意ください。
- 調査票（給与所得者用）の「基礎控除額」について、入力漏れにご注意ください。
- 調査票（給与所得者用）の「控除対象配偶者」について、配偶者特別控除の適用者は「0」の入力漏れにご注意ください。

1 調査の対象となる事業所について

以下のフローチャートにより、調査の対象となる事業所かどうかを、判定してください。調査の対象となる場合は、P3以降を参考に調査票の作成、回答をお願いいたします。調査の対象とならない場合は、「調査票（源泉徴収義務者用）」のみ提出するか、[お問合せ先](#)までご連絡ください。

令和6年12月中に給与を支払った人がいるか。

YES

令和6年1月から12月の源泉徴収税額を合計し、納税額があるか（P6参照）。

YES

【調査の対象になります】

「調査票（源泉徴収義務者用）」
「調査票（給与所得者用）」の
2種類の調査票の回答が必要となります。
詳しくは次ページをご覧ください。

NO

NO

【調査の対象となりません】

「調査票（源泉徴収義務者用）」の1.（この調査票について答えられる方の氏名等）ご記入の上、余白部分に
○12月中に給与を支払った人がいない
○年間通じて納税額がない
と記入していただき、「調査票（源泉徴収義務者用）」のみ提出してください。

なお、これまでにオンライン調査システムによりご回答いただいた方につきましては、調査票（源泉徴収義務者用）等の送付を省略させていただいておりますので、お手数ですが[お問合せ先](#)までご連絡ください。

回答期限は令和7年2月28日（金）です。

- 統計法により、報告（調査票の提出）が義務付けられています。
- 本調査により集められた調査票（個人情報）は、統計法により秘密として保護され、統計上の目的以外に使用することはありません。

2 オンライン回答の順序

民間給与実態統計調査のオンラインでの回答は、次の順序で作業を進めます。

(1) 「政府統計オンライン調査総合窓口」へアクセス

検索サイトから「[政府統計オンライン調査総合窓口](#)」を検索します。

(2) 「政府統計オンライン調査総合窓口」へのログイン

「調査票(源泉徴収義務者用)」または「ログイン情報通知書」に記載されている政府統計コード、調査対象者ID及びパスワード(確認コード)を入力し、ログインします。

(3) パスワードの変更及び連絡先の登録

パスワードの変更及び連絡先(メールアドレス等)の登録を行います。

(4) 調査票(源泉徴収義務者用)の回答

源泉所得税を納めた際に使用した「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写) ④領収証書」(金融機関等から交付された納税者控え)を参考に回答していただきます。

(5) 調査票(給与所得者用)の回答

ご使用されているパソコンに任意のフォルダを作成し、ダウンロードした調査票(Excelファイル)に回答していただきます。

回答の際に「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」、「令和6年分給与所得者の保険料控除申告書」、「令和6年分給与所得者の給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」等※が必要となります。

※性別、勤続年数及び職務の分かる資料が必要になります。

(参考) 調査対象者と記入対象者について

民間給与実態統計調査という給与所得者のうち、令和6年12月中に給与を支払った人を「調査対象者」、このうち、民間給与実態統計調査(給与所得者用)に回答(入力対象)する人を「記入対象者」としています。「記入対象者」は、国税庁ホームページに掲載している「調査票(給与所得者用)の記入対象者の決め方」を使用して決定します。

調査対象者

令和6年12月中に給与を支払った給与所得者(役員・アルバイト等を含む)。ただし、「給与所得の源泉徴収額表(日額)」の丙欄を適用した人は含まれません。

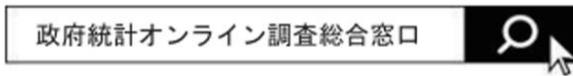
記入対象者

「調査票(給与所得者用)の記入対象者の決め方」を使用して決定します。

3 「政府統計オンライン調査総合システム」へのログイン

- (1) 検索サイトで「政府統計オンライン調査総合窓口」と検索いただくか、ウェブブラウザのアドレスバーに「e-survey.go.jp」と入力しアクセスしてください。
- (2) トップページから「ログイン画面へ」をクリックします。

検索サイトから



もしくはウェブブラウザのアドレスバーに
「 e-survey.go.jp 」 と入力。



- (3) 政府統計コード、調査対象者ID、パスワード（確認コード）を入力し、「ログイン」をクリックします（全て半角）。

【ログイン情報】

政府統計コード	必須	7IU0 <input type="checkbox"/> 次回から入力省略 調査名から選択する場合はこちら ↑選択後、上の入力欄に自動的にコードが入力されます。 民間給与実態統計調査
調査対象者ID	必須	99999999999999 <input type="checkbox"/> 次回から入力省略
パスワード	必須	abcdefgh <input checked="" type="checkbox"/> パスワードを表示する <input type="checkbox"/> パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ

※各種ログイン情報は「令和6年分民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）」または「ログイン情報通知書」に記載されています。

(参考：推奨環境)

パソコン推奨環境		
OS	ブラウザ	表計算ソフト (※2) (Excel調査票で使用)
Windows 11 (※1)	Firefox132 Google Chrome 130	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021
Windows 10 (※1)	Microsoft Edge 130	Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
macOS 15	Safari 18	-

(※1) 「デスクトップモード」の場合に限ります。

(※2) ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。

・Excelのマクロ機能を有効にする必要があります。

(4) パスワードの変更・連絡先の登録

- ① 設定するパスワードを入力し、「変更」をクリックします。

新パスワード	必須	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> パスワードを表示する
新パスワード (確認用)	必須	<input type="text"/>	

パスワードポリシー
半角英数記号8文字以上32文字以内
(英数字は各1字以上を含む)

パスワードは次回以降もログインする際に使用しますので、お忘れのないようお願いいたします。

※パスワードをお忘れの際は、「ログイン情報画面」の「パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ」をクリックし、お進みいただくとパスワードの再発行が可能です。

- ② メールアドレス・会社名・部署名・担当者名を入力し、「登録」をクリックします。

メールアドレス	必須	<input type="text"/>	(半角60文字以内)
会社名		<input type="text"/>	(全半角60文字以内)
部署名		<input type="text"/>	(全半角60文字以内)
担当者名		<input type="text"/>	(全半角60文字以内)

- ③ メールアドレス等は、調査票の受付状況メールの送信など皆様への連絡に使用します。

登録した連絡先をご確認いただき、誤りがなければ、「調査票一覧へ」をクリックします。連絡先に誤りがあれば、「連絡先変更へ」をクリックし、連絡先の変更を行ってください。

連絡先情報の登録	
メールアドレス	●●●●●●@●●●●
会社名	国税商事株式会社
部署名	人事総務部
担当者名	国税 太郎

4 調査票（源泉徴収義務者用）の回答

調査票の一覧画面から「民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）」をクリックすると別ウィンドウが開きます。

調査票の一覧							
パスワード・連絡先情報の変更 調査回答ファイルの一括送信							
注意事項							
お知らせ							
民間給与実態統計調査							
回答する電子調査票をクリックしてください。							
実施時期	電子調査票	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等	
令和6年分民間給与実態統計調査	<input type="checkbox"/> 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）	HTML形式	2025-02-28	未回答		↓ 表示	
令和6年分民間給与実態統計調査	<input type="checkbox"/> 民間給与実態統計調査票（給与所得者用）	Excel形式	2025-02-28	未回答		↓ 表示	

□内を入力いただき、入力内容に誤りがないことをご確認の上、「回答データの送信」をクリックし、送信いたします（入力項目の説明は次頁）。

なお、回答データの送信後に、回答受付完了の画面が出ますが、終了ではありません。ログアウトはせず、「調査一覧へ」をクリックし、続いて「民間給与実態統計調査票（給与所得者用）」の回答が必要です。

年分 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）

政府統計

調査対象者 ID

調査票の一覧へ 回答の一時保存 クリア ログアウト

1. 名称又は氏名
2. 所在地又は住所 電話番号 ()
3. この調査票について答えられる方の氏名等
(氏名) (姓(併)名) (内線番号)
4. 企業の主な業務
【国税庁ホームページを参照の上、該当の業種番号を入力してください。】
5. 給与所得者用調査票に入力した人員数及び層番号
6. 調査項目

(1) 組織及び資本金 ・該当する番号を入力して下さい。 ・株式会社の場合は、年12月末現在の資本金の額によって、「2」～「6」の該当する番号を入力して下さい。	▼		
(2) 給与所得者数 その月中に支払った人員を入力して下さい。	(イ) 3月末現在の人員	人	}
	(ロ) 6月末現在の人員	人	
	(ハ) 9月末現在の人員	人	
	(ニ) 12月末現在の人員	人	
(3) 年間給与支給総額 (千円未満は四捨五入し、千円単位で入力して下さい。)	千円		
(4) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額 (千円未満は四捨五入し、千円単位で入力して下さい。)	千円		

個人従業員 1

株式会社
2,000万円未満 2

株式会社
2,000万円以上 3

株式会社(資本金)
5,000万円以上 4

株式会社(資本金)
1億円以上 5

株式会社(資本金)
10億円以上 6

有限会社 7

合名会社
合資会社
相互会社 8

上記以外の法人 9

※雇労働者・アルバイト等
「給与所得の源泉徴収税額表(目録表)」の西欄を適用した者は、除いてください。

回答データ送信

電話番号は、市外局番から記入してください。

- 1 調査票の回答内容等についてお尋ねすることがありますので、そのときにお答えいただける方の氏名、課（係）名、内線番号を入力してください。
前年の回答をあらかじめ入力しておりますので、入力内容に変更があった場合は、お手数ですが、入力内容の更新をお願いいたします。

工場、支店、営業所、出張所等の場合には、その事業所の業務（業種）ではなく、貴事業所等の企業全体としての主な業務に該当する業種番号を次ページの業種番号表から選択してください。前年のご回答をあらかじめ入力しておりますので、業務内容に変更があった場合は、お手数ですが、入力されている業種番号の更新をお願いいたします。

- 3 「5 給与所得者用調査票に入力した人員数及び雇番号」については、国税庁ホームページに掲載しております「[調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方](#)」をご覧ください。
※国税庁ホームページ>刊行物等>統計情報>令和6年分民間給与と実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ

株式会社の支店や事業所の場合は、本社の資本金額に該当する番号を選択してください。あらかじめ該当する番号を入力しておりますので、資本金額等に変更があった場合は、お手数ですが、入力されている番号の更新をお願いいたします。

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(給)領収済通知書

- 5 3月・6月・9月・12月支払分の人員数を転記してください。
※納期の特例を受けている方は給与台帳等から人数を確認して入力してください。

令和6年1月から12月支払分を準備してください。

- 6 令和6年1月から12月の支給金額を合計し、入力してください。（千円未満は四捨五入し、千円単位で入力してください。）

- 7 令和6年1月から12月の税額を合計し、入力してください。（千円未満は四捨五入し、千円単位で入力してください。）
※年末調整による不足税額・超過税額を加減算します。
※0の場合は「0」と入力してください。

業種番号表

※【留意事項】

業種番号	業種分類	業種内訳（例示）
01	建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
02	製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
03	卸売業、小売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、 <u>その他の卸売業</u> 、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、 <u>その他の小売業</u> 、無店舗小売業
04	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
05	金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業
06	不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
07	運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業
08	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
09	情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
10	学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業	学術・開発研究機関、専門サービス業、広告業、技術サービス業、学校教育、その他の教育、学習支援業
11	医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
12	複合サービス事業	郵便局、協同組合
13	サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、 <u>その他のサービス業</u> 、分類不能の産業
14	農林水産・鉱業	農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業

※貴事業所が工場、支店、営業所、出張所等の場合には、貴事業所の業務（業種）ではなく、企業全体としての主な業種を選んでください。

※業種については、創業時にかかわらず、現在の主な業種を選んでください。

※複数の業種に該当する場合は、売上の比率が最も高い業種を選び、比率が同じ場合は、給与所得者数の多い業種を選んでください。

※この業種番号表における業種分類は、統計の結果を表示するために総務省が定めている「日本標準産業分類（令和5年7月改定）」に基づいております。

[総務省ホームページ（日本標準産業分類（令和5年7月告示））](#)

令和5年7月改定により、次の業種については前年の調査時と業種分類が変わりますのでご注意ください。

日本標準産業分類における細分類項目	令和5年分調査における業種分類	令和6年分調査における業種分類
電気卸売業	03 卸売業, 小売業 (その他の卸売業)	08 電気・ガス・熱供給・水道業 (電気業)
ガス卸売業	03 卸売業, 小売業 (その他の卸売業)	08 電気・ガス・熱供給・水道業 (ガス業)
電気小売業	03 卸売業, 小売業 (その他の小売業)	08 電気・ガス・熱供給・水道業 (電気業)
ガス小売業	03 卸売業, 小売業 (その他の卸売業)	08 電気・ガス・熱供給・水道業 (ガス業)
レッカー・ロードサービス業	13 サービス業 (その他の事業サービス業)	07 運輸業, 郵便業 (運輸に附帯するサービス業)

5 調査票（給与所得者用）の回答方法

1 事前準備

(記入対象者の決定)

第1層の事業所の方は、原則として全給与所得者が記入対象者となりますが、第2層～第8層の事業所の方は、「[調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方](#)」により全給与所得者から記入対象者を抽出（決定）します。

【参考】記入対象者数を自動で計算するツール

「[【自動計算】調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方](#)」

区分	事業所の給与所得者数	記入対象者の抽出割合
第1層	1～9人	全員
第2層	10～29人	1/2
第3層	30～99人	1/6
第4層	100～499人	1/20
第5層	500～999人	1/100
第6層	1,000～4,999人	1/200
第7層	5,000人以上	1/200 (上限100人)
第8層	本社	1/20

※令和6年12月中に給与を支払った人のうち、給与の金額（年間）が2,000万円以下の人の割合です。2,000万円を超える人は全員記入対象となります。

※給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した人は含まれません。

※「本社」とは、給与所得者500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいいます。

※第7層に該当する事業所で、給与支給額の合計が2,000万円を超える人を除いた給与所得者数が20,000人を超える事業所については、上限100人分に達するまで入力することとなります。

※事業所の給与所得者数が500人未満であっても、資本金が10億円以上で、株式会社の本社であれば、第1層から第4層には該当せず、第8層となります。

○ このような方法を採用するのは・・・

事業所の皆様の負担を最小限にとどめつつ、全国の事業所の皆様が同じ方法により規則的に回答いただくことにより、それが全国の縮図となり、統計調査としての精度を高めることになるためです。

(回答に際して、準備するもの)

- 「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」
- 「令和6年分給与所得者の保険料控除申告書」
- 「令和6年分給与所得者の給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」
- 従業員の性別、勤続年数、職務が分かる資料

2 回答方法

- (1) 「民間給与実態統計調査票（給与所得者用）」(Excel) のダウンロード

「民間給与実態統計調査票（給与所得者用）」をクリックし、ご使用されているパソコンに任意のフォルダを作成しダウンロードした調査票を保存します。

調査票の一覧

[パスワード・連絡先情報の変更](#) [調査回答ファイルの一括送信](#)

注意事項 +

お知らせ +

民間給与実態統計調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

実施時期	電子調査票 ?	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
令和6年分民間給与実態統計調査	<input type="checkbox"/> 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）	HTML形式	2025-02-28	未回答		↓ 表示
令和6年分民間給与実態統計調査	<input checked="" type="checkbox"/> 民間給与実態統計調査票（給与所得者用）	Excel形式	2025-02-28	未回答		↓ 表示

※ 調査票（給与所得者用）の回答にあたり、市区町村へ提出した給与支払報告書データ（CSVファイル）を活用して、回答データ（民間給与実態統計調査票（給与所得者用））を作成することが可能です。

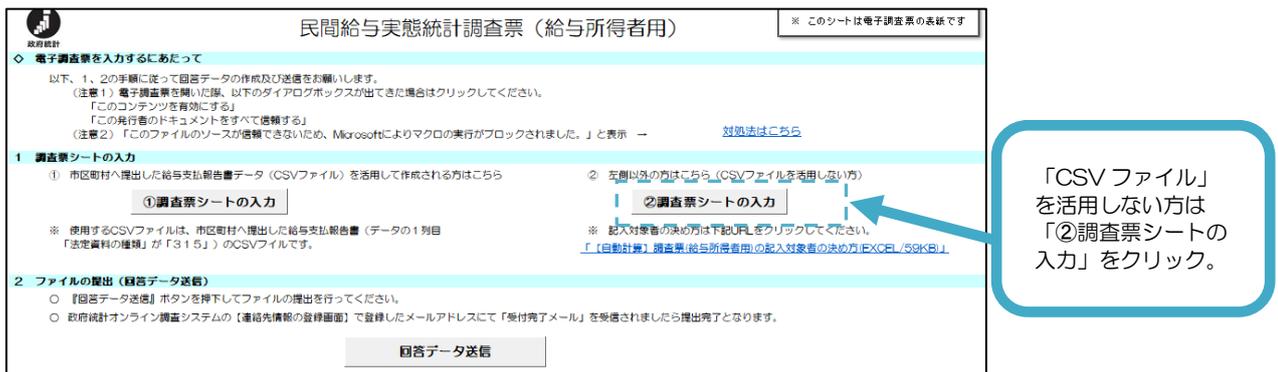
CSVファイルを読み込むことにより、記入対象者を自動で抽出するほか、電子調査票のExcelファイルの各入力項目へ自動で入力されますので、入力作業に係るご負担を大幅に減らすことができます。

なお、(2)以降につきましては、「CSVファイル」を活用せずに回答を行う場合の回答方法を記載しておりますので、「CSVファイル」を活用しての回答をされる場合は、こちらの「[給与支払報告書及び源泉徴収票データを作成する際に使用するCSVファイルを活用した民間給与実態統計調査票（給与所得者用）の作成方法](#)」に記載されている回答方法をご覧ください。

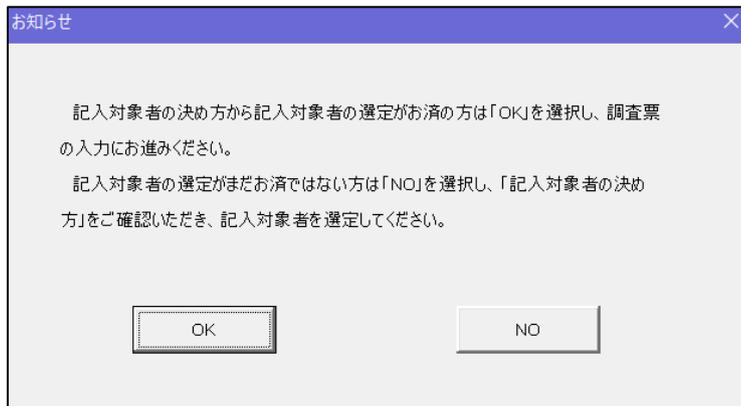
- (2) (1)で保存した「民間給与実態統計調査票（給与所得者用）」Excel ファイルを開き、「セキュリティの警告」メッセージが表示された場合は、「コンテンツの有効化」をクリックします（ご利用の環境によって画面が異なる場合がございます）。メッセージが表示されない場合はそのまま(3)に進みます。



- (3) 「1 調査票シートへの入力」の「②調査票シートへの入力」をクリックします。



- ※「②調査票シートへの入力」をクリックすると、以下のメッセージが表示されますので、記入対象者の選定がお済の方は、「OK」を選択し、選定がお済でない方は「NO」を選択してください。（「OK」を選択した場合は、(5)に進みます。）



(4) メッセージで「NO」を選択した場合は、「調査票（給与所得者用）への記入対象者の決め方」が表示されるため、表示されている①～⑥の番号の順に該当する数字を入力します。

入力後、右矢印の「CSV ファイルを活用しない方」の枠内に表示された抽出方法のとおり記入対象者を選定し、「給与所得者用シートへ」をクリックします。

調査票（給与所得者用）への記入対象者の決め方

①～⑥を入力していただく、お手元の給与台帳等のうち、どなたを記入対象としていただくのかがわかりましたら、①～⑥の順に入力してください。

★黄色いセルに該当する数字を入力してください。⑤及び⑥は、「はい」「いいえ」から選択してください。黄色いセルが非反転した場合は、入力誤りがありますので、訂正してください。

① 令和6年12月31日現在の給与所得者数

② 上記①のうち、丙欄を適用した人数

③ 上記①のうち、給与の金額（年間）が2,000万円を超える人数

④ 資本金は10億円以上ですか。
（株式会社以外の場合は、「いいえ」を選択してください！）

⑤ 株式会社の本社ですか。
（株式会社以外の場合は、「いいえ」を選択してください！）

⑥ [] を入力してください。...

※上記①～⑥を入力していただく、自動的に⑥が非反転しますが、任意の数を入力していただく、黄色いセルの場合は、正しい記入対象者を見つけることができませんので、右欄に示された条件の範囲内の数を入力し、画面の色が変わったことを確認のうえ、お読みください。

csvファイルを活用しない方

調査票（給与所得者用）への記入対象者は、合計 [] 人です。

(1) 給与の金額（年間）、2,000万円を超える人を調査票に記入してください。

(2) 続いて、給与の金額（年間）2,000万円以下の0人の給与台帳の中で一層上に記載されている人が数えて0人目の人を一層目として選り0人ごとに合計0人に達するまで選り出し、(1)で記載した人に移り記入してください。

csvファイルを活用する方

CSVファイルを選択して、取り込み条件を行うとCSVファイルが読み込まれCSVデータの選択画面を表示します。

CSVファイル名を選択してください

CSVファイルの文字コードを選択してください

取り込

記入対象者を選定し、クリック

給与所得者用シートへ

- ① 「記入対象者の決め方シート」の「①令和6年12月31日現在の給与所得者数」欄に、貴事業所において令和6年12月中に給与を支払った従業員（役員、アルバイト含む）の人数を入力します。
- ② ①で入力した人数のうち、丙欄適用者（「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」の丙欄を適用した人）がいる場合は、その人数を「②上記①のうち、丙欄を適用した人数」に入力します。
- ③ ①で入力した人数のうち、給与の金額（年間）が2,000万円を超える方がいる場合は、その人数を「③上記①のうち、給与の金額（年間）が2,000万円を超える人数」欄へ入力します。
- ④ 株式会社に資本金が10億円以上の場合は、「④資本金は10億円以上ですか。」欄の「はい」を選択し、それ以外（資本金が10億円未満の株式会社、有限会社、個人経営など）は「いいえ」を選択します。
- ⑤ 「⑤株式会社の本社ですか」欄に貴事業所が株式会社の本社の場合は「はい」、それ以外の場合は「いいえ」を入力してください。
- ⑥ ⑥に表示された数（任意の数）を入力します。（事業所の給与所得者数に応じ、表示が変わります。）例えば、「1～20の任意の数」と表示された場合は1～20の数字のうち、任意の数を入力します。

なお、貴事業所が第1層に該当する場合は全員が記入対象者となるため、⑥には「1」を入力します。

※ ①－②－③の結果が20,000人を超える場合は、⑥の入力の必要はありません。

(5) 給与所得者の記入対象者※について回答項目を入力します。

※抽出・決定した記入対象者（給与の金額（年間）が2,000万円を超える人と記入対象者と抽出された人）
 下記の入力チェック機能を設けています。

①入力セルの背景が**灰色**・・・入力を要しない項目

②入力セルの背景が**赤色**・・・入力値の誤りや他項目との関連エラーとなっている項目

例) 給与・手当+賞与が給与計にならない等

③入力漏れや誤りがある場合は入力チェック欄（AO列）にエラーメッセージが表示されます。

(6) 各項目の入力のポイント

1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一連番号	氏名又は記号等	入力必須項目							
		性別	満年齢	勤続年数	給与支給月数	職務区分	年末調整の有無	控除対象配偶者の有無	

「2 氏名又は記号等」

記入対象者の氏名若しくは社員番号、イニシャルやアルファベット等の記号を入力してください。記号を入力する場合は、調査票提出後、記入内容のお問合せを行う場合がありますので、どの従業員を示した記号なのか分かるようにしておいてください。

「4 満年齢」

令和6年12月31日現在の満年齢（1年末満は切り捨て）を入力してください。

「5 勤続年数」

令和6年12月31日現在の勤続年数（1年末満は切り捨て）を入力してください。

令和6年12月中に給与の支払いのあった従業員で、同年12月31日までに退職した場合は、退職した日時点の満年齢を入力してください。

「6 給与支給月数」

給与を支給した月数が12カ月の従業員は「1」、11カ月以下の従業員は「2」を入力してください。年の途中で採用された人で、前職で支給された給与を含めて年末調整を行った人については、前職での給与支給月数を通算してください。

「7 職務区分」

法人の代表者、役員等の方は「1」、個人の青色事業専従者の方は「2」、正社員（正職員）の方は「3」、正社員（正職員）以外のパートタイマー、アルバイト等の方は「4」を入力してください。

「8 年末調整の有無」

年末調整を行った人は「1」、乙欄適用の人は「2」、年の中途で採用された人で前職の給与等が不明の人は「3」、給与の額（年額）が2,000万円を超える場合は「4」を入力してください。

「9 控除対象配偶者」

配偶者控除の適用がある場合に「1」～「8」を入力してください。

控除対象配偶者がいない場合、または配偶者特別控除の適用がある場合は「0」を入力してください。※

※誤りの多い箇所ですので、ご注意願います。

10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
扶養親族数								本人控除				
一般の 控除対象 扶養親族 ①	特定 扶養 親族 ②	老人		控除対象 扶養親族数計 ①+②+③+④	障害者	同居特別 障害者	非同居特 別障害者	障害者 控除	特別 障害者 控除	ひとり親 控除	寡婦 控除	勤労 学生 控除
		同居 老親等 ③	一般 ④									

「10～17 扶養親族数」

「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」「令和6年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」をご確認いただき、該当の人数を入力してください。

「18～22 本人控除」

「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」をご確認いただき、該当があれば、該当の項目に「1」を入力してください。

23	24	25
給与の金額		
給料・ 手当等 ① (千円)	賞与等 ② (千円)	給与計 ①+② (千円)

「23～25 給与の金額」

単位の誤りが多く発生しています。千円単位になりますのでご注意ください。

26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
諸控除													年税額 (千円)
所得金 額調整 控除額 (千円)	社会 保険料 控除額 (千円)	小規模 企業共済等 掛金控除額 (千円)	生命保険料控除額(千円)			地震保険 料控除額 (千円)	配偶者 控除額 (千円)	配偶者 特別控除額 (千円)	基礎 控除額 (千円)	住宅借入 金等特別 控除額 (千円)	定額減税		
			一般	介護	個人						「本人」及び「第一 級扶養親族」の人数	定額減 税額 (千円)	

「26～38 諸控除」

「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」、「令和6年分給与所得者の保険料控除申告書」、「令和6年分給与所得者の給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」、を基に入力してください。

※「29 一般生命保険料控除額」、「30 介護医療保険料控除額」、「31 個人年金保険料控除額」の合計12万円を超えても構いません。

「定額減税」に関する調査項目の記入における注意点

令和6年度税制改正により、令和6年分所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されていることに伴い、令和6年分民間給与実態統計調査の調査票（給与所得者用）に「定額減税」に関する調査項目が追加されています。

（追加された調査項目）

- 「37 「本人」及び「同一生計配偶者と扶養親族」の人数」
- 「38 定額減税額」

「37 「本人」及び「同一生計配偶者と扶養親族」の人数」の記入における注意点

年末調整を行った者（「8 年末調整」欄が「1」）について、定額減税額の計算の基となった人数を入力してください。

- ※定額減税額の計算の基となった人数とは、本人（1人）と同一生計配偶者と扶養親族の人数の合計をいいます。
- ※給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる者については、定額減税の対象とならないことから、「0」と入力してください。

【記入例】「同一生計配偶者と扶養親族」が3人の場合、本人（1人）を含めて「4（人）」と入力してください。

「38 諸控除(の)定額減税額」の記入における注意点

年末調整を行った者（「8 年末調整」欄が「1」）について、年調所得税額（定額減税額を控除する前の年税額）から実際に控除した定額減税額を千円単位（千円未満は四捨五入）で入力してください。

- ※給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる者については、定額減税の対象とならないことから、「0」と入力してください。

【記入例】定額減税額の計算の基となった人数が4人の場合、定額減税の控除可能額は120,000円（4人×30,000円）となりますが、年調所得税額（定額減税額を控除する前の年税額）が73,600円の場合、実際に控除できる額は73,600円ですので、「74（千円）」と入力してください。

【「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」から入力する場合】

定額減税額の算出の基となった「本人」及び「同一生計配偶者と扶養親族」の人数を記載する。
 (24-2 120,000円(年調減税額)/30,000円=4人)

37	38	39
定額減税	定額減税額 (千円)	年税額 (千円)
「本人」及び「同一生計配偶者と扶養親族」の人数	74	0

令和6年分 給与所得に対する源泉徴収簿

区分	給料・手当等	賞与等	計
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
計	①	②	③

区分	金額	税額
給料・手当等	① 5,970,000円	③ 111,810円
賞与等	④ 1,800,000	⑥ 93,000
計	⑦ 7,770,000	⑧ 204,810

差引課税給与所得金額(①-②)及び算出所得税額	② (1,000円未満切捨て) 3,011,000	⑨ 203,600
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		⑩ 130,000
年調所得税額(⑨-⑩、マイナスの場合は0)		⑪ 73,600
年調年税額(⑪×102.1%)		⑫ (100円未満切捨て) 0
差引超過額又は不足額(⑫-⑧)		⑬ 204,810
超過額		
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		⑭
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		⑮
差引還付する金額(⑬-⑭-⑮)		⑯ 204,810

- 24-2 120,000円(年調減税額)
- 24-3 0円(「年調所得税額⑪」欄の金額から「24-2」を控除した残額)
- 24-4 46,400円(「年調所得税額⑪」欄の金額から「24-2」を控除して、控除しきれない金額)

い
ず
れ
か
少
な
い
方
の
金
額
を
転
記
す
る。

(7) 入力内容のチェック

記入対象者人数の回答項目の入力がすべて終了しましたら、AO列の「入力チェック」欄がすべて「OK」と表示されていることを確認します。「OK」と表示されていない場合は、エラーメッセージが表示されていますので、エラーメッセージに基づき、回答内容の修正を行ってください。「入力チェック欄」がすべて「OK」と表示されていれば、提出が可能です。

(8) 回答データの提出

送信前に必ず、調査票（Excel ファイル）の保存を行ってください。「回答データ送信」をクリックすると、入力した調査票の送信ができますが、保存をせずに送信してしまうと、回答内容を確認することができなくなります。保存後、「回答データ送信」をクリックしてください。

項目	7	8	9	10	11	12	13	14	18	19	20	21	22	23	24		
業務区分	年末調整の有無	控除対象配偶者の有無	一般の控除対象扶養親族 ①	特定扶養親族 ②	老人同居老親等 ③	一般の控除対象扶養親族 ④	控除対象扶養親族数計 ①+②+③+④	障害者	同居特別障害者	非同居特別障害者	障害者控除	特別障害者控除	ひとり親控除	寡婦控除	勤労学生控除	給料・手当等 (千円) ⑤	賞与等 (千円) ⑥

「確認コードの入力」画面が表示されますので、パスワードを入力し、「送信」をクリックしてください。

回答データが正常に送信されると登録したメールアドレス宛に回答を受け付けた旨のメールが届きます。これで回答は以上となります。

項目	7	8	9	10	11	12	13	14	18	19	20	21	22	23	24		
業務区分	年末調整の有無	控除対象配偶者の有無	一般の控除対象扶養親族 ①	特定扶養親族 ②	老人同居老親等 ③	一般の控除対象扶養親族 ④	控除対象扶養親族数計 ①+②+③+④	障害者	同居特別障害者	非同居特別障害者	障害者控除	特別障害者控除	ひとり親控除	寡婦控除	勤労学生控除	給料・手当等 (千円) ⑤	賞与等 (千円) ⑥

6 よくある質問事例

例年、問合せの多い質問については、国税庁ホームページに「よくある質問事例」を掲載していますので、こちらの「[民間給与実態統計調査票 よくある質問事例](#)」をご覧ください。

そのほか、ご不明な点がございましたら、下記お問合せ先まで連絡願います。

国税庁「令和6年分民間給与実態統計調査」事務局 (株式会社インテージリサーチ)

TEL 0120-927-329(平日 9:00~18:00)
FAX 0120-380-885

○お問合せの際は、調査票(源泉徴収義務者用)の調査対象者 ID をお伝えください(FAX の場合は、調査対象者 ID の記入をお願いします。)

○調査票発送後及び提出期限前の1週間は電話回線が混雑し、つながりにくくなります。

○国税庁及び各国税局では、令和6年分民間給与実態統計調査の実施について、株式会社インテージリサーチに業務委託しています。なお、委託業者には、統計法により守秘義務が課せられています。